

事業者説明会

がんばろう赤磐 中小企業省エネ設備更新支援補助金

— 制度の概要と申請のポイント —

本日のゴール

1

**「申請してみよう」と
思っていたいただくこと**

制度の全体像と、使えばどれだけ助けになるかを、まずお伝えします。

2

**今日から動くことが
分かること**

GビズIDの取得、業者への相談など、本日から始めるべきことを整理します。

3

**自分で確認して、
申請まで進められること**

細かい条件は市ホームページの資料でご確認いただけます。判断に迷えばご相談ください。

制度は細部まで作り込んでいます。すべてを今日覚える必要はありません。

本日は要点だけをお伝えします。細かい条件は、市ホームページに掲載する「交付要綱・Q&A・エントリー前セルフチェック」でご確認いただけます。

制度の概要

補助対象者

- ・ 市内に事業所を有する中小・小規模事業者
- ・ R9.1.29までに購入・設置・支払を完了できる
- ・ 今後も事業を継続する意思がある

※ 対象外: R8.7.1以降に創業・開業／みなし大企業／市税に滞納がある者 等

補助率

2/3

(税抜費用を補助)

法人

上限200万円／下限15万円

個人事業主

上限50万円／下限10万円

補助対象となる省エネ設備・機器の例

工作機械

高効率ボイラ・給湯器

LED照明設備

空調機器(エアコン)

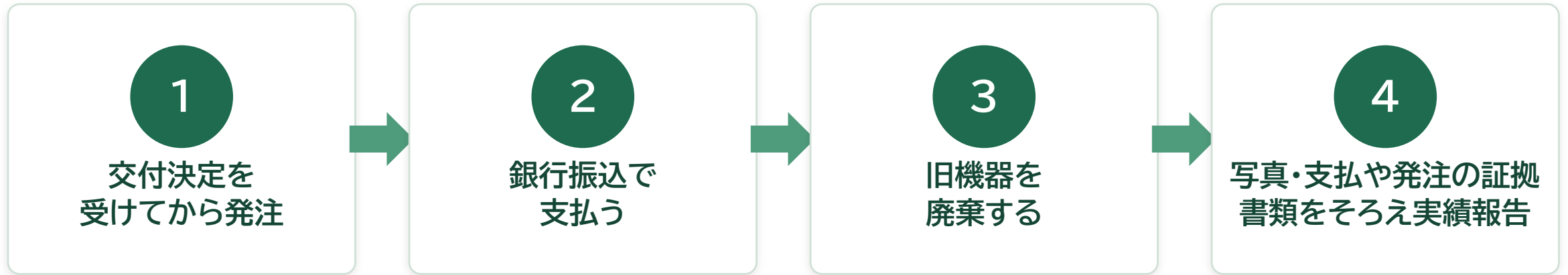
厨房機器

冷凍・冷蔵庫

重機・フォークリフト

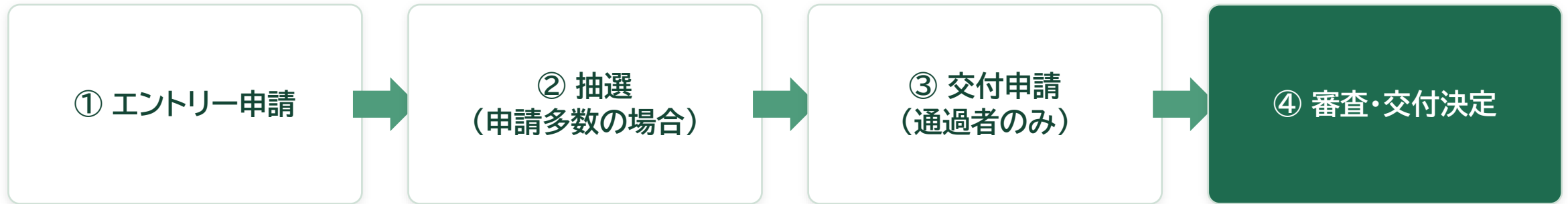
まずは「正解ルート」を押さえてください

この流れから外れると補助対象にならないことがあります



細かい注意点は、この「正解ルート」から外れやすいポイントとして押さえてください。
NGの一覧を先に覚えるより、まず正しい一本道を通してイメージしていただくのが近道です。

申請の流れ — 2段階＋抽選



ここが最も間違いやすいポイントです

「エントリー申請＝補助金の交付決定」ではありません。

エントリー申請 → 抽選 → 交付申請 → 交付決定 の順に進みます。

エントリーは1事業者につき1回限り。更新予定の設備は、すべて1回のエントリーにまとめてください。

全体スケジュール(予定)

時期	内容
7/31(本日)	事業者説明会(Zoom)
8/17 ~ 9/7	エントリー申請 受付
9月中旬	抽選・結果通知(Jグランツで通知)
9/17 ~ 10/16	交付申請 受付(通過者のみ)
交付申請後 順次	審査・交付決定
交付決定後 ~ R9.1.29	発注・納品・支払(事業実施期間) ※この期間内に完了しないと対象外
R9.2 ~ 3月	実績報告・審査・補助金の支払

事業完了期限:令和9年1月29日 / 実績報告期限:令和9年2月8日、または事業完了後10日を経過した日のいずれか早い日まで
交付決定から令和9年1月29日までが事業実施期間です。おおむね3~4か月で、年末年始も挟みます。

申請前に必ず押さえてたい 5つのポイント

この後、1つずつご説明します

1 申請は「2段階＋抽選」 エントリーだけでは交付されません

2 GビズID は早めに 取得に2～3週間かかることも

3 発注は原則「交付決定後」 その前の発注は対象外

4 判定の単位に注意 価格は1台ごと・省エネは証明書ごと

5 「更新のみ」＋旧機器は廃棄 支払は銀行振込のみ

① 2段階＋抽選 ／ ② GビズID

1 2段階＋抽選

エントリー申請だけでは交付されません。

- ・ 申請が予算額を超えた場合は抽選を行い、通過した方が交付申請に進みます。
- ・ 抽選結果は当落にかかわらず9月中旬頃にJグランツで通知します。
- ・ エントリーは1事業者1回限り。設備はまとめて申請を。

2 GビズID(プライム)

- ・ 申請はJグランツでの電子申請のみ(紙不可)。
- ・ 「GビズIDプライムアカウント」が必須です。
- ・ エントリーアカウントでは申請できません。

取得に2～3週間かかることがあります。

エントリー申請(8/17～9/7)の時点で取得済みが必要。
受付開始の8/17に間に合うよう、本日から手続きを。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

③ 発注は原則「交付決定後」

交付決定の前に発注・契約・購入すると、補助の対象になりません。

「抽選に当選した」だけでは、まだ発注できません。必ず交付決定の通知を待ってください。

交付決定の後、令和9年1月29日までに発注・納品・支払まで終える必要があります。

この期間内に終わらない設備は、対象外です。

納期の長い設備は、いまのうちに業者へ納期をご確認ください。

例外:どうしても早く着手したい場合(事前着手届)

- ・ 着手する前に、Jグランツで「事前着手届(様式第1号)」の必要項目を入力して届け出てください。
- ・ 着手できるのはエントリー受付開始日(8/17)以降に限ります。
- ・ ただし、審査の結果その経費が対象外となり、自己負担になるリスクがあります。交付決定・対象経費としての認定を保証するものではありません。

④ 判定の単位に注意

価格の下限は「1台ごと」、省エネ5%は「比較証明書ごと」で見ます

1台ごと

価格の下限

法人 22.5万円 / 個人 15万円(税抜)以上

数値例(法人)

× 20万円 × 2台(計40万円) → 各台が下限未満で対象外

○ 25万円 × 1台 → 対象

※ 合算して下限に届けばよい、ではありません。

※ LED照明は「一式」で判定。本体価格 + 設置工事費の合計で見ます。

証明書ごと

省エネ 5%以上

- 更新前と比べ 5%以上。
- 同種の設備を複数台まとめて更新する場合は、更新前後の「合計」で比較します。
- 証明書は業者(メーカー・納入業者)に証明してもらい、交付申請時に提出。書き方は証明書の記載例をご覧ください。
- エントリー時は、自己算定の見込み値でOK。

⑤「更新のみ」+旧機器は廃棄

新設・増設・自宅兼事務所は対象外

既存設備の「更新(入替)」が対象です。新設・増設や、自宅兼事務所に置く設備は原則対象外。判断の条件はQ&Aをご確認ください。

旧機器は廃棄等が必須

更新後は旧機器を廃棄等。実績報告で「廃棄等証明書」の提出が必要です。

更新前の写真は撤去前に

旧機器を先に処分すると撮影できません。提出は交付申請時(9/17~10/16)です。

支払は銀行振込のみ

現金・クレジットカード・電子マネー・手形・ポイント払は対象外です。

あてはまる方は、あわせてご確認ください

全員に関係するわけではありません。ご自身のケースが心配な方はご確認を

● リース・レンタル・割賦 → 対象外

● 自宅兼事務所の設備 → 原則対象外

● 関連会社・親族(2親等以内)からの購入 → 対象外

● 他の国・県・市の補助金と重複 → 対象外

● 汎用品(PC・プリンタ等)・中古品 → 対象外

● 太陽光など再エネ設備・撤去/廃棄費 → 対象外

詳細はQ&A・エントリー前セルフチェックでご確認ください。ご自身で判断がつかず迷われたときは、商工観光課へご相談ください。

申請は「計算シート」で行います

難しい計算は、市が用意するエクセルの様式が自動でやってくれます

1

エクセルの「計算シート」が必須添付
未添付だと、エントリーを受け付けられません。

2

金額は税抜・費目ごとに入力
本体価格・設置工事費・運搬費を分けて、税抜で入力します。

3

下限・省エネ5%は自動で判定
しきい値や5%未満を、シートが自動で判定・警告します。

4

エントリー時は自己算定でOK
省エネ効果は見込み値でOK。比較証明書は交付申請時に提出。

5

同じシートを各段階で使い回す
「提出段階」欄を切り替えて再添付します。

計算シートのイメージ

設備・機器	判定	補助金額
高効率エアコン	○ 対象	20.0万
業務用冷蔵庫	× 対象外 (下限未満)	—

補助対象経費 合計・補助金額 を自動計算
→ この2つをフォームに転記するだけ

※ 上記は説明用のイメージです。実際の様式は市ホームページの計算シートをご確認ください。

エントリーまでに準備するもの

① 見積書(設備業者から取得)

宛名・業者名・押印・型番を明記。補助対象経費と対象外経費を区別し、運搬費・設置工事費も分けて記載。本体価格が下限以上か、納入(予定)期日が令和9年1月29日までかもご確認ください。

② 直近の確定申告書・決算書の写し

法人・個人事業主とも、直近のものをご用意ください。

③ 確定申告を行ったことが確認できる書類

e-Taxは受信通知、書面申告は納税証明書(その2 所得金額用)など。

④ 計算シート(エクセル)

市ホームページからダウンロード。未添付だとエントリーを受け付けられません。

※ 令和8年6月30日以前の創業で、まだ確定申告の期限が来ていない方は、開業届(個人)・法人設立届出書(法人)の写しで代えられます。

まずはご自身で確認、迷えば商工観光課へ

お問い合わせ

赤磐市役所 産業振興部 商工観光課

TEL 086-955-2037

Email

syokokanko@city.akaiwa.lg.jp

本日からのアクション

- 1 GビズIDプライムの取得手続きを始める
- 2 更新したい設備を業者に相談(見積・比較証明書・納期)
- 3 要綱・Q&A・エントリー前セルフチェックで要件を確認する

質疑応答

赤磐市役所 産業振興部 商工観光課 TEL 086-955-2037 / syokokanko@city.akaiwa.lg.jp